



WEDDING & PARTNER

NEWSLETTER NOVEMBER/DECEMBER 2022

弊社が発行するニュースレターは税務関連の情報提供を目的としており、個別の相談に代わるものではありません。したがって、ニュースレターの内容に関するご質問並びにご相談は、別途弊社ジャパンデスクまで直接ご連絡いただければ幸いです。

1. 損失控除措置対象期間の延長

2020年のコロナ危機に関連して拡大された損失控除措置の適用期間が、第4次コロナ税務支援法によって延長されました。

2022年・2023年は所得税および法人税における損失繰戻限度額が1千万ユーロまで引き上げられ、合算申告であれば繰戻可能限度額は2千万ユーロということになります。これまでの限度額は最大100万ユーロ（合算申告では200万ユーロ）でした。

その他にも、繰戻期間が2022年以降2年間に引き伸ばされ、直前の事業年度1年度のみではなく、過去2年度にわたり損失を繰り戻すことが可能となりました。ただし、部分的な繰り戻しが認められず、全額での損失繰り戻しとなり、場合によっては大きな不利益に繋がる可能性があります。事業税には従来通り繰越損失のみが適用され、損失の繰り戻しはできません。

例：

A有限会社は2020年・2021年のコロナ危機に際し、それぞれ年間1千万ユーロの利益を上げた。その後、調達市場の崩壊により従業員の半数が退職、これにより2022年は2,500万ユーロの損失となった。2022年の損失のうち、2千万ユーロは2020年と2021年にそれぞれ繰り戻すことが可能である。これにより既に納付済みの2020年・2021年法人税が還付される。残りの500万ユーロは2022年の損失として繰り越し、将来的に上がる利益と相殺することが可能である。

2. 投資期間の再延長

所得税法第7g条による投資控除額により中小企業は、予定している投資にかかる税務上の支出を前もって控除することが可能です。この規則では投資予定支出の計50%を利益から控除することができ、その後資産取得のため3年の投資期間が設けられます。この投資期間内に資産の取得が行われない場合、投資予定支出額によって控除した金額を取り消さなければならず、その分追徴となる税金には2019年1月1日以降1.8%の利子が課せられます。

2017年・2018年に控除された投資金額については、投資期間が1～2年延長され、計4～5年となっていました。これにより、2022年もまだ資産取得のための投資期間に含まれることになります。第4次コロナ税務支援法では2022年に満了するはずであった3～5年の投資期間が1年延長され、2023年末までとなりました。

3. 再投資準備金に対する猶予の延長

特定の固定資産(例:土地、建物、企業の持分)が売却された場合、これによる利益は所得税法第6b条に従って非課税として再投資準備金に組み入れることができます。この準備金は、4年以内、場合によっては6年以内に、新たに取得した代替資産(土地、建物、企業の株式など)によって取り崩さなければなりません。そしてこの準備金分、再投資資産の取得価値は減少するため、その結果として含み資産が発生したり、翌年度の減価償却額が少なくなることがあります。そのため、この措置は長期的に見れば、税金支払猶予措置として機能します。この度、所得税法第6b条に基づく再投資の課税期間はさらに1年延長され、2023年12月31日までとなります。

4. 外食産業向け軽減税率

2022年10月7日、連邦議会は売上税に関する数々の変更を承認しました。その中で、レストランやケータリングサービスに対する7%の軽減税率を2023年末まで適用することが決定されました。飲料は引き続き除外されます。本来であれば、コロナ危機に際し導入された外食産業への支援措置は2022年末までが期限となっていました。

食事と飲み物をあわせたセット価格で提供される場合(メニュー、ビュッフェなど)、飲み物と食事の売上額の区分が難しいときには、簡易法の適用も可能で、全体の売上額のうち飲み物代30%、食事代70%の割合で売上税を算出することも可能です。

5. 資産の取り扱い

原則として事業者は、業務上あるいは非業務上(プライベートなど)の事由で利用される資産の取り扱いについて、全額を事業資産とするか、全額を個人資産とするか、業務利用分のみを事業資産とするかを選択することができます。業務利用分のみを事業資産とした場合、その分についてはVAT控除が認められます。特に問題視される資産として、不動産や太陽光発電機などがあげられます。

連邦財務裁判所の2件の判例では、資産の取り扱いに関する決定期限、またその期限が過ぎている場合、どこまで遡及してVATを控除できるかが争点となりました。判例では、同じ建物内にある業務上使用された仕事部屋と太陽光発電機が争点となりました。連邦財務裁判所の判決によれば、取り扱いに関する決定は「速やかに」行われなければなりません。

2件の判例では、資産の取り扱いに関する決定が確定申告の法定提出期限を過ぎたあとに行われており、これは「速やか」であるとはみなされませんでした。該当の確定申告は本来であれば翌年5月31日までに提出されなければならなかったものであり、この期限までに資産の取り扱いが決定されていなかった場合、その資産に関するVAT控除はできないことになります。

また、連邦財務裁判所は欧州司法裁判所の判決に呼応し、税務署がその他の書類から資産の取り扱いを事前に当局側で判断できた可能性を指摘しています。この場合には先述の確定申告提出期限は問題となりません。

太陽光発電機の判例では、VAT課税対象となる電気供給に関する電機会社との契約書があったため、取り扱いを判断するに十分な記録があったとし、VAT控除が認められました。一方で仕事部屋の取り扱いについては、建物の見取り図に「仕事部屋」と記載されているのみであったため、判断に時間を要しました。

この判決から明確なのは、資産の取り扱いについてより早い時期に明確に定義し、記録する必要があるということです。場合によっては建築作業のうちから、その後の資産区分に関して税務署に知らせておく必要があります。

6. 定率法による減価償却の適用期間延長

コロナ危機を理由とした税務支援の一環として、2019年12月31日から2021年12月31日の期間に購入・製造された動産に対し、定率法による減価償却が再導入されています。この定率法による減価償却の適用期間が、第4次コロナ支援法の枠内で2022年12月31日まで延長されました。

通常の減価償却に比べ、定率法による減価償却では償却額が2.5倍、最大で取得価格の25%を簿価の範囲内で償却可能です。償却額は前年度末の簿価をもとに算出されます。

7. デジタル機器の減価償却

2021年1月1日以降に取得された特定のデジタル機器は、取得年度中に全額を償却することが可能です。耐用年数は最大1年と規定されています。この際、税務における固定資産台帳に計上されていることが前提条件となります。

対象となるのは、コンピューターハードウェアおよびソフトウェア、モニターなどの付属機器、記録メディアおよび印刷機です。ソフトウェアには、オペレーションシステム(OS)やユーザープログラムのほか、より複雑なERPプログラムも含まれます。

また、連邦財務省は、この全額償却は年内に取得されたデジタル機器にも適用されるとの判断を下しました。ただし公認会計士協会(Institut der Wirtschaftsprüfer)はこの点について、デジタル機器の耐用年数1年は商法上認められないとしています。これにより税務上と商法上の簿価に差額が生じるため、確定申告や決算作業がより複雑になる可能性があります。

8. 税務調査に関する変更予定

DAC7の名前で知られるEU指令を実施する過程で、連邦議会は会計監査の変更点および厳格化に関する法草案を提出しました。これにより2023年1月1日から、オンラインのプラットフォームを取り扱う事業者には特別な申告・記録義務が課されることになります。また、税務調査は将来的により早く開始、終了する予定です。

このたびの法草案は、2024年12月31日以降に適用となる以下の点について規定しています。

調査の部分的終了

調査において税金の種類や多数の対象期間に関連して様々な項目が明らかになった場合、調査を部分的に終了することが可能となります。よってこの部分については、より早い段階で税務上問題がないことを確定できるということになります。

適格な協力要請

いわゆる「適格な協力要請」によって、調査官の質問に対する回答がより責任を伴うものになります。この適格な協力要請は公式の書面によって企業へ通知されるもので、通常の税務調査における質問が記載されています。この要請への回答期間は1カ月が予定されており、この期間内に回答が得られない場合には、1日につき100ユーロの遅延金が課されます(最大100日まで)。

更なる罰則金もありますが、協力要請自体に対しても遅延金や追加の罰則金に対しても異議申し立てを行うことが可能で、場合によっては財務裁判所で訴訟を起こすことも可能です。

確定時効の中断

税務署から発行される確定証明が修正不可能となる「確定時効」はこれまで、確定証明の精査の結果、新たに発行された変更確定証明が正式に確定して初めて成立するとされてきました。この確定時効は将来的に、税務調査による税務調査開始通知から最大で5年間となります。この規則の導入は、税務署が税務調査を速やかに終了することを目的としています。納税義務者が非協力的であるなどの場合には、確定時効は更に一年引き延ばされます。

更に2023年からは税務調査をより早く効率的に行うため、税務署が調査内容の優先順位を決定することが可能となります。加えて、交渉や最終協議をビデオ会議などオンラインで行うことができるようになる予定です。

9. レジスター審査

2020年1月1日以降、キャッシュレジスターは必ず、技術上レシートを出せる機能が備わっていることが義務付けられています。レシートは紙媒体である必要はなく、電子形式でも良いとされています。レジスターセキュリティ規定によれば、レシートには以下の項目が記載されていなければなりません。

- ・商品 / サービス提供者の氏名および住所
- ・日付
- ・保護モジュールの技術データ

技術データは通常、レジスターに搭載することが義務付けられているもので、QRコードなどの形でレシートに記載することも可能です。これは税務署により事前通知無しで行われるレジスター審査の際に重要となります。

また、提供したサービス内容ができる限り詳細に記載されていることも重要となります。「その他」「各種」などの記載は認められません。サービス名(例:飲み物)に加え、サービスの種類(例:オレンジジュース)の記載も必要となります。記載内容が不十分であったり誤った記載をしている場合、これは調査官に指摘され、レジスター審査にて更に詳細を求めたり、VAT特別監査に繋がることもありますので注意が必要です。また、電子レジスターは税務署への登録が法律上義務付けられていますが、これは現在、登録用紙がまだ用意されていないため免除されています。

10. 有限会社設立手続きのデジタル化

これまで、有限会社(GmbH)や事業者会社(UG)の設立、議事録の作成や商業登記簿への登記は、必ず公証人に依頼しなければなりませんでした。

しかし2022年8月1日より、法規則の変更によってこれらの作業がデジタル化されました。これにより少なくとも現金での設立の場合には、定款の締結における公証人の立ち会いや、設立時に作成される出資者総会議事録や代表取締役の任命をオンラインで行うことが可能となります。

この変更は、国外など会社の所在地以外に居住地を持つ代表取締役にとって負担の軽減に繋がります。最終的に関係者は公証人とビデオ会議で顔を合わせるようになりますが、この際には連邦公証人協会により用意される、特別なセキュリティ保護システムを搭載したビデオ通信システムを利用しなければなりません。この新システムを利用すれば、リアルタイムでのコミュニケーションはもちろん、資料や契約書ドラフトなどを送信することも可能です。

2023年8月1日以降、このオンライン手続きは現物出資での有限会社設立にも適用される予定です。ただし、現時点ではすべての公証人がこのオンライン手続きを行っているわけではありませんのでご注意ください。

11. 出資者からの融資の損失

出資者からの融資の損失は、その一部を後付けの出資金とすることが可能です。こういったケースは例として、出資者から融資された借入金を経済上の理由によって有限会社から返済できなくなったときに発生します。

会社の株式を売却したり会社が破産申請をした場合には、後付けにより増えた出資金は税務上の売却損失や放棄損失を増やし、利益を減らすことになるため、注意が必要となります。この点について連邦財務省は2022年6月7日に以下のとおり説明しています。

上記のように出資者からの融資の損失を後付けの出資金とした場合には、その融資が資本関係の枠内で行われた場合に限り考慮可能です。この判断には、会社にとっての第三者が融資を行っていたかどうか基準となります(危機管理債権や放置債権など)。原則として、回収可能な部分のみが後付けの出資金とされ、回収不可能な部分は、場合によっては資本所得算出の際に損金として考慮することが可能です。

12. 残業代を遡及して支払う場合の減税措置

いわゆる五分法とは、課税対象期間外の支給にかかる税額を軽減するもので、通常は退職金に適用されます。

2021年12月2日の連邦財務裁判所では、数年分の残業代が遡及して支払われる場合にもこの五分法が適用されるか否かを巡り、裁判が行われました。争点となったのは、従業員の辞職にあたり遡及して支払われた3年間の残業代にかかる税金が、五分法によって減額されるか否かという点です。税務署は、この支払いにおいて賃金税の減額は認められないとしました。

しかしこの税務署の判断に対し、連邦財務裁判所は当該のケースにおいて五分法の適用条件は満たされていると見なしました。連邦財務裁判所の見解によれば、複数年にわたる支払目的があり、また支払いは少なくとも2つの課税対象期間(それぞれの課税対象期間が少なくとも12ヶ月)を対象としています。さらに、追加で支払われる残業代を通常の給与に合算することは、経済的に見ても合理的であると判断しました。よって、連邦財務裁判所は、この場合の賃金税減額は妥当であると判断しました。

このようなケースのほかの例として、雇用契約上の時間外労働に関する条項が無効であることが後に判明した場合などがあります。

13. 自宅の仕事部屋に関する控除前提条件の変更

自宅の仕事部屋にかかる費用は、下記の条件を満たす場合に限り経費として控除可能です。

- ・ 自宅のほかに業務を行える場所がない場合(最大1,250ユーロまで)
- ・ 自宅の仕事部屋が業務の中心である場合(限度額無し)

このたび連邦財務裁判所は、自宅の仕事部屋に関する控除前提条件として、自宅の仕事部屋が実際の業務に必要なか否かは問わないとの判決を下しました。

争点となった判決にて裁判所は、客室乗務員の自宅にある仕事部屋にかかった費用1,250ユーロを経費として認めました。客室乗務員が自宅の仕事部屋で業務を行う割合は全体の業務のうち僅かなものであり、実際にはその仕事部屋に限らずキッチンやダイニングなど他の部屋で業務を行うことが可能でした。しかしこの点は控除の可否判断に影響しませんでした。

裁判所は経費控除の可否判断において、その費用が収入を得るために必要だったという事実のみで控除条件は満たされるとしています。ただし自宅の仕事部屋を経費として考慮する場合は、その部屋が原則として業務上の目的のみに利用されているという点に留意する必要があります。

14. 自宅での仕事部屋に関する新規則

2022年年次税法により、自宅での仕事部屋の規則が新しくなりました。

新規則では、自宅以外に仕事部屋がない場合に限り、1,250ユーロが一律控除可能となりました。これによりこの分の費用の証明が不要となります。

複数の業務を行っていて、それぞれの業務が年間一律控除額の条件を満たしている場合には、控除額はそれぞれの業務に分配されることになります。この際、年間一律控除額の1,250ユーロは部屋を基準として考慮されるため、複数人で一部屋を利用している場合には、控除額を利用人数分に分配することが可能です。これまでの規則では、複数人でひとつの仕事部屋を利用している場合には一人につき最大1,250ユーロが控除可能でした。

また、実際にかかった費用を全額控除するためには、仕事部屋が全体の業務の中心であることが条件となります。

15. 税務における被雇用者の負担軽減

2022年5月28日に施行された税負担軽減法には、このたびのエネルギー価格高騰への対策として、被雇用者への負担軽減措置が含まれています。

マイレージ計算法による通勤費の引き上げ

長距離通勤者や二重家計の納税義務者に対し、マイレージ法による通勤費算出の際、21kmを超える分については1kmにつき0.38ユーロが控除可能となります（従来は0.35ユーロ）。この変更は2024年1月1日からの適用を予定していましたが、2022年1月1日から遡及して適用されることになりました。

この引き上げは2026年末までの適用を予定しています。20km以下は従来通り1kmにつき0.30ユーロが控除可能です。

被雇用者一律控除額の引き上げ

給与所得では、費用の詳細について証明することなく一律の金額が控除可能です。この控除額が従来の1000ユーロから、2022年まで遡及して1,200ユーロへ引き上げられました。この変更は既に、給与から源泉徴収される賃金税にも適用されています。ただしこれは同時に、2022年にかかった経費は合計1,200ユーロを超えて初めて減税に繋がるということになります。

基礎控除額および被雇用者一律控除額の引き上げは、賃金税・連帯税・教会税に直接影響するため、2022年に源泉徴収された賃金税は原則として新しく算出しなおす必要があります。

最低賃金の変更によるミニジョブ・ミディジョブ収入限度額の引き上げ

人手不足の時期などには特に、フルタイム以外の雇用形態は時に人手不足解消の手段となります。いわゆるミニジョブやミディジョブなどの少額賃金での雇用は、賃金税や社会保障の控除がほぼ無いため、従業員にとっても有利な雇用形態であり、更には比較的課税額が低いという恩恵を受けることも可能です。

ミニジョブにおける報酬限度額の引き上げ

2022年9月30日まで、ミニジョブの月収限度額は450ユーロと規定されていました。この限度額が2022年10月1日より520ユーロに引き上げられました。

また、法定最低時給が2022年7月1日付で10.45ユーロ、更に2022年10月1日付で12ユーロにまで引き上げられました。この最低賃金はミニジョブにも適用されます。そのため、1カ月の勤務時間を超えないよう注意する必要があります。

注) 2022年10月1日現在、ミニジョブ従事者が法定最低賃金である時給12ユーロを受け取っている場合、計算上は最大で月43.33時間の勤務が可能です。

ミディジョブの収入限度額

2022年9月30日まで、ミディジョブとは「月額450.01ユーロから1,300ユーロの給与が支給される雇用形態」と定義されていました。月収がこの範囲内に収まる場合、従業員の社会保険料は通常の雇用形態に比べ優遇されています。

2022年10月1日からミニジョブの収入限度額が引き上げられたに伴い、ミディジョブの適用範囲も月収520.01ユーロから1,600ユーロに変更されました。最低賃金が12ユーロ且つ収入限度額が1,600ユーロに引き上げられたため、最大で月133.33時間の勤務が可能となります。

ミディジョブにおける収入限度額の更なる引上げ

前述の通り、2022年10月1日よりミディジョブにおける収入限度額が1,300ユーロから1,600ユーロに引き上げられました。これに加え、2023年1月1日からはこの限度額が更に400ユーロ引き上げられ、月額2,000ユーロとなる予定です。

16. 被雇用者への更なる負担軽減措置

2022年9月3日に発表された第3次税負担軽減法の枠内において、エネルギー危機と物価高騰を背景として財政上の負担軽減措置が取り決められました。被雇用者に対しては以下の措置が予定されています。

ホームオフィス一律控除額の変更

2022年末までの適用を予定していた年間600ユーロのホームオフィス一律控除額の適用期限が撤廃され、更に控除限度額が年間1,000ユーロまで引き上げられました。これは自宅に税務上の控除条件を満たす仕事部屋があるか否かに関わらず適用されます。

被雇用者への非課税手当

雇用者から従業員へ通常の給与に追加して手当や賞与を支給する場合、2022年10月26日から2024年12月31日までの期間においては最大3,000ユーロを非課税かつ社会保険料免除とすることが可能です。ただし、既に契約上取り決められている支払い(著作権料など)は非課税手当として認められません。

操業短縮手当簡易申請の延長

操業短縮手当の申請は2022年9月30日までを期限として簡易化されていましたが、この期限が撤廃されました。

17. 雇用者の義務厳格化

透明且つ予測可能な労働条件というのが、EU指令の国内法移行に向けた新法の狙いです。この法律は2022年8月1日に施行され、雇用主が雇用契約書を作成する際に注意すべき様々な変更を取り決めています。検証法だけでなく、職業訓練法、手工業法典、人材派遣法、海上労働法、営業法、パートタイムおよび有期雇用法、緊急救命士法、PTA職業法、従業員出向法などもこの新法に合わせて調整されることになります。

検証法における措置

雇用契約書がない場合、検証法によれば雇用者は雇用関係における主な契約条件を書面にした上で署名し、従業員に手渡さなければならないことになっています。さらに、雇用者はこれまで規定されていた内容に加え、下記の項目を書面に記載しなければなりません。

- ・試用期間の最長期間(現在は6ヶ月)
- ・取り決められた勤務時間、休憩時間、休息时间(勤務終了後から翌日勤務開始までの時間)、シフト制勤務の場合にはシフト制度、シフトの交代頻度およびシフト変更に関する条件
- ・仕事における最低限度の予測可能性
- ・出向元企業の詳細および必須研修の証明義務

有期雇用契約の場合には、雇用関係の終了日または雇用予定期間を明示しなければなりません。これは、具体的な期間や契約終了日、もしくは特定の業務のための有期雇用であれば、業務内容を明記するなどの形で記載することが可能です。

また、従業員への契約内容告知期間も短縮されます。この期間は従来は1ヶ月でしたが、EU指令の施行により7日に短縮されました。

特に厳格化される点として、検証法に今後違反した場合、行政処分として1回の違反につき最大2,000ユーロの罰金に処せられる可能性があります。

このたび厳格化された情報提供義務は、原則として2022年8月1日以降に締結された新規雇用契約にのみ適用されます。しかし、それ以前の契約書を持つ従業員が検証法で取り決められる内容を要求した場合、1ヶ月以内(場合によっては7日以内)に、より詳細な新しい形式に雇用契約書を補完しなければなりません。もし社内で一律の雇用契約書をサンプルとして使用している場合には、直ちに内容を精査し、場合によっては修正を行う必要があります。

注) 本件は法務に関わるため、詳細については顧問弁護士までお問い合わせください。

18. 建物の減価償却に関する新規則

実際の耐用年数による減価償却の廃止

これまで、建物は年間一律2%で償却する以外に、例外的に実際の利用年数によって通常よりも早く償却することが認められていました。ただしこの償却法を適用するためには、なぜその建物の耐用年数が通常の50年よりも短いのかを証明しなければなりませんでした。

そしてこのたびの年次税法において、こういった通常より短い耐用年数が認められないことになりました。これにより今後は常に一律の耐用年数が適用されることになります。ただし、特別損失による全額償却は引き続き認められています。この新規則は2023年からの適用を予定しています。

建物の減価償却費引き上げ

これまで居住用の建物の償却率は通常2%~2.5%とされていました。この償却率が2022年年次税法の枠内で3%まで引き上げられる予定です。これにより、償却期間が50年から33年に短縮されることになります。この新規則は2023年6月30日以降に建てられた居住用建築物への適用が予定されています。

19. 資本所得における一律控除額の引き上げ

源泉徴収が行われる資本所得において、銀行手数料など個々の経費の控除は認められていません。その代わりとして、実際にかかった経費に関わらず一律の控除額が適用されます。

この一律控除額はこれまで単身申告で801ユーロ、合算申告では1,602ユーロでした。これが2023年1月1日より、単身申告で1,000ユーロ、合算申告で2,000ユーロまで引き上げられます。既に発行されている免税証明もこれに応じて引き上げられる予定です。

20. 2022年税負担軽減法

2022年5月28日に施行された2022年税負担軽減法により、更なる税負担軽減措置がとられています。

エネルギー価格手当

2022年税負担軽減法の一環として、全ての被雇用者に対して一回限り、一律300ユーロが支給されました。受給対象は、事業所得、農林事業所得や給与所得のある無制限の納税義務者となっています。年金や金融所得もしくは賃貸からの所得のみがある無制限の納税者の場合は、対象外となります。

2022年9月1日時点で雇用契約があり、課税クラス1~5を有する従業員は、基本的に2022年9月の給与において雇用主を通じてエネルギー価格手当が支給されました。一方、雇用主側は、9月12日に納付予定の8月の賃金税にてエネルギー価格手当支給分が相殺されています。

この手当はいわゆるミニジョブ従業員も対象となりますが、その場合、雇用主から「第一の雇用主」であることを示す確認書を作成してもらわなければなりません。

それ以外の納税義務者については、2022年の所得税申告の査定の際にエネルギー価格手当が考慮され、追徴の場合には手当分の金額が減額、また還付の場合には手当分が上乘せされて計算されます。予定納税が発生している場合には、2022年9月10日の支払いにおいて最大0ユーロまで手当分の減額が行われます。

被雇用者に対して支給されるエネルギー価格手当は、一律課税が行われるミニジョブ従業員を除き、2022年9月分の課税所得として取り扱われますが、社会保険料は免除となります。事業者や自営業者については、エネルギー価格手当は課税対象となる所得税法第22条第3番で言うところの「その他の所得」として取り扱われます。

なお、本件については7月27日にEmailにてお送りした号外ニュースレターにて詳細をご案内しておりますので、是非そちらも併せてご参照ください。

児童ボーナス

2022年中のいずれかの月に児童手当支給対象であった子ども一人につき、100ユーロの児童ボーナスが支給されました。支給は2022年7月より順次行われています。この児童ボーナスは2022年所得税確定申告の枠内で考慮されます。

所得税の調整

所得税基礎控除額が2023年には10,632ユーロ、2024年には10,932ユーロへ引き上げられます。この基礎控除額の引き上げにより、2023年以降、税務上の負担を受けない「生活に必要な最低限度の所得額」が増えることになります。

所得税調整に関するその他の法草案によれば、コールドプログレッション（“Kalte Progression”＝たとえ昇給しても税率変更やインフレ率変動の影響で生活水準が上がらない状態）の緩和が予定されています。これにより、物価が上昇しているにも関わらず、昇給や税負担軽減などの利益を実際に納税義務者が享受できることになります。

21. インフレーション緩和法草案の提出

連邦財務省はインフレーション緩和法の草案を提出しました。この法草案によれば、物価上昇によって増えた税負担が調整、緩和される予定です。

主に予定されている措置は以下の通りです。

所得税における最高税率適用額の変更

所得税における最高税率適用額の引き上げが予定されています。具体的には、42%の最高税率が2023年には62,972ユーロ、2024年には63,515ユーロ以上の所得に課せられることになります。この適用額は合算申告ではそれぞれ2倍となります。

ただし、課税率45%のいわゆる「富裕税」の適用額は従来と変わらず、277,826ユーロ（合算申告では555,652ユーロ）以上の所得が対象となります。

児童手当および児童控除額の引き上げ

両親のそれぞれにつき適用される児童控除額は従来2,730ユーロでしたが、2022年は遡及して2,810ユーロ、2023年には2,880ユーロまで引き上げられ、最終的に2024年には2,994ユーロとなる予定です。

また、児童手当は2023年に下記の通り引き上げられる予定です。

	従来	2023年1月1日以降
第一子	219ユーロ	237ユーロ
第二子	219ユーロ	237ユーロ
第三子	225ユーロ	237ユーロ
第四子以降	250ユーロ	250ユーロ

その他にも、2022年から扶養控除額についても従来の9,984ユーロから10,347ユーロへの引き上げが予定されています。この金額は所得税の基礎控除額に合わせて設定されているため、2022年以降も基礎控除額の引き上げに応じて調整される予定です。

22. 追徴・還付にかかる年間利率に対する違憲判断

従来、個人所得税・法人税・事業税および売上税に関連する追徴および還付金には年間6%の利子が課せられていましたが、このたび連邦憲法裁判所は、この年間6%の利率が違憲であるとの判断を下しました。これにより、2019年1月1日以降の利率が遡及して月0.15%（年間1.8%）に引き下げられます。ただし、猶予期間は引き続き申告年終了時点から15カ月である点にご留意ください。

また原則として、還付金にかかった利息の返納を税務署が遡及して請求することはできません。ただし追徴にかかる利子についてはこれまで、新規則の制定までの執行停止申請を行うことが可能でした。これにより、追徴にかかっていた利子を遡及して還付してもらうことが可能となります。このような場合、従来の利率0.5%から月0.15%の新しい利率を記載した利子確定証明が発行されています。

追徴にかかる利子が既に全額支払われており、確定証明の時効が満了していない場合、当局は旧利率と新利率の差額を納税義務者の有利になるよう還付することになります。

23. 提出期限の延長

第4次コロナ税務支援法により、確定申告（所得税、法人税、事業税および売上税）の提出期限が延長されました。この延長は2020年から2024年の申告年に適用されます。

税理士を通して作成・提出される確定申告の提出期限は以下のとおりです。

- ・2020年：2022年8月31日
- ・2021年：2023年8月31日
- ・2022年：2024年7月31日
- ・2023年：2025年5月31日
- ・2024年：2026年4月30日

自身で確定申告を作成・提出する場合の提出期限は以下のとおりです。

- ・2020年：2021年10月31日
- ・2021年：2022年10月31日
- ・2022年：2023年9月30日
- ・2023年：2024年8月31日

上記以外に、農林所得には別途期限が設けられています。

また、インフレーション緩和法の枠内において、健康保険および介護保険からの還付額のみを理由として確定申告提出義務を課されている低所得者に対しては、確定申告提出義務が免除されています。



2022年もまもなく終わろうとしております。今年一年ご厚誼を賜り、誠に有難うございました。2023年も倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い致します。
2023年の皆様の健康と幸せをお祈り申し上げます。

ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de